

I 2021年度事業計画

一般社団法人 日本養豚協会 2021年度事業計画

自 2021年 4月 1日
至 2022年 3月 31日

地球規模での新型コロナウイルス感染症拡大により、世界の経済活動が大打撃を受け、国際的な物流や人的交流は極めて大きな影響を受けている。国内では、度重なる緊急事態宣言やまん延防止措置の発動により、経済活動回復の見込みは未だ不透明である。

一方、2018年9月に国内で26年ぶりに発生した豚熱は、2019年10月からのワクチン接種開始にもかかわらず、野生イノシシへの浸潤も進み、未だに終息への道筋が見えない。2021年4月からは改正家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準が完全実施され、養豚生産者は懸命に飼養衛生管理水準の向上に努めているところである。

また、欧州や中国で発生しているアフリカ豚熱（ASF）の脅威に対しては、我国の水際防疫の一層の強化が求められる。加えて、中国でのASFからの急激な生産回復は世界の穀物需給に多大な影響を及ぼすとともに、TPP等による関税率の引き下げによる影響が漸増するなどの国際情勢は、我国の養豚産業を取り巻く不安定要素となっている。特に、中国での最新設備を備えた大型経営による生産の急回復を背景に、世界の穀物価格は高騰を続けており、直近の輸入豚肉の増加と相まって今後の我が国の養豚経営の状況は厳しい局面に入ることが懸念され、さらに2022年4月からの豚肉関税（重量税）の大幅な引き下げを目前に控え、一層のコスト低減が求められている。

このような中、2021年度においては、国内養豚農業の存続と豚肉自給率向上のために必要な種豚の確保、徹底した飼養衛生管理レベルの向上など様々な活動を行うため、次の基本事業を実行する。

【基本事項】

- (1) 養豚経営の安定と生産力の向上に関する事業
- (2) 養豚の国際競争力の向上と後継者育成に関する事業
- (3) 豚疾病の予防及びまん延防止、撲滅に関する事業
- (4) 豚の登記・登録、育種・改良に関する事業
- (5) 豚肉の消費の維持・拡大、自給率の向上に関する事業
- (6) 養豚にかかわる情報の収集、提供に関する事業
- (7) 養豚振興についての政策要請・提案活動に関する事業
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

1. 「養豚農業振興法」に基づく養豚農業の推進に関する事業

「養豚農業振興法」に基づいて、経営の安定、国内由来飼料の利用増進、豚の飼養衛生管理の高度化、安全で安心して消費することができる豚肉の生産促進及び消費拡大等を推進するとともに豚肉の自給率50%以上を確保するための取組を推進する。

このため、昨年度より3年間にわたり取組んでいる事業を活用し、今後の飼養衛生管理レベルの向上を初めとした我国の養豚業界共通の課題について広く議論し、基本的な共通認識を作っていく。

また、昨年、家畜改良増殖目標の改正により、豚肉の出荷体重等も改正されたことから、豚枝肉取引規格の見直しに関する取組を推進する。

基本事業 (1) (6) (7) に関連。

2. 会員拡大とチェックオフ制度の推進、法制化に関する事業

全国の養豚生産者に組織への参加とチェックオフ制度の法制化実現のための積極的な取組を行う。

基本事業 (1) (2) (5) (6) に関連。

3. 経営対策に関する事業

養豚経営において新型コロナウイルス感染者が出た場合、特に中小規模の経営にあっては経営存続の危機に陥りかねない深刻な問題であるため、関係者と連携した対策の取組を行う。

また、豚熱ワクチン接種地域と非接種地域とに区分された影響で、種豚、精液、肥育もと豚の流通に多大な影響が出ているため、自給率向上のため安定した供給体制構築のための取組を行う。

基本事業 (1) (3) (4) (5) に関連。

4. TPP、FTA、TAG 等国际問題に関する事業

輸入豚肉との競争に勝つため、養豚経営安定対策について他の組織と連携を取りつつ、国内の養豚経営が国際競争の中で将来にわたって存続できるための取組を行う。

基本事業 (2) (5) (6) (7) に関連。

5. 衛生対策に関する事業

野生イノシシへの豚熱の浸潤が進む中、ワクチン接種推奨地域において県のプログラムに従ってワクチンを接種した農家にあっても豚熱の発生が続発している。飼養衛生管理の徹底が基本であることに疑いはないが、現在実施されているワクチン接種プログラムにおいては、子豚への適期接種が必ずしも十分とは言えず、改善の余地がある。また、よりきめ細かい接種を実施するためには、管理獣医師・かかりつけ獣医師の指導・監督の下で飼養衛生管理者が自ら接種できる体制についても検討していく必要があると考えられる。

このため、ワクチンをはじめとする家畜防疫や獣医師制度に知見を有する有識者や本会

会員以外の生産者も参集し、「豚熱対策検討委員会」を立ち上げ、効果的な豚熱ワクチンの接種、豚熱の清浄化に向けた方策の検討を実施する。

基本事業（３）（４）（６）（７）に関連。

6. 飼料用米の利活用の推進事業

国の進める食料・農業・農村基本計画における令和12年度カロリーベース食料自給目標45%に向かって、国産飼料用米の利活用を推進するとともに、国産飼料用米利用農家に対して国産飼料用米の2倍量まで払い下げが受けられる政府所管の廉価なMA米を有効利用することで、飼料費の低減を図る事業を推進する。

基本事業（１）（５）に関連。

7. 豚・豚肉トレーサビリティの推進事業

豚・豚肉トレーサビリティの推進に向けて、全国の農場情報のデータベースの充実と農場認証を実施し、消費者に信頼される農場情報を発信する。

基本事業（１）（２）（６）に関連。

8. 豚肉の消費拡大に関する事業

青年部が中心となって実施してきた豚肉消費拡大キャンペーン「俺たちの豚肉を食べてくれ」については、昨年度、新型コロナウイルス感染症拡大のためインスタグラム等のSNSを活用したキャンペーンに切り替えて実施したが、本年度においても、引き続きSNSを活用した国産豚肉の消費拡大企画を実施していくとともに、併せて後継者同士の情報交換の場としても活用していく。また、青年部及び生産・経営部会の共催でWebも活用した養豚セミナーを開催する。

基本事業（１）（２）（５）（６）に関連。

9. 部会活動の充実強化に関する事業

養豚経営を将来にわたって継続するため解決が必要な諸問題を整理し、各部会で分担して課題の検討、対応案の検討を進める。本年度にあっては、特に、豚熱清浄化に向けた取り組み、水際防疫の強化、豚肉差額関税における税率引き下げの影響、畜舎建築基準緩和への対応、税制改正要望等の課題に取り組んでいく。

基本事業（１）（２）（３）（４）・・・に関連。

10. 後継者育成に関する事業

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により引き続き、「日本養豚大学校」の開催については目途が立っていない。したがって、これに代わり、様々な形での情報提供に努める。

基本事業（１）（２）（５）（６）・・・に関連。

11. 自然災害等の復興に対する支援事業

全国で発生している地震や集中豪雨・雪害等の自然災害の復興に対する支援活動を必要に応じて実施する。

基本事業（１）（５）（７）・・・に関連。

1.2. 豚の登記・登録、育種・改良に関する事業

国産豚肉のもととなる純粋種豚の確保対策と登録事業の推進を図るため、種豚導入事業の周知と積極的な活用を推進する。

基本事業（３）（４）（６）に関連。

（１）種豚の登録事業（2021年度計画）

1) 本会の登録規程に基づき、次の通り登録を行う。

種豚登録	5,300頭
子豚登記	13,000頭

2) 本会の証明規程に基づき、次の通り証明を行う。

血統登記	20頭
血統能力証明	700頭
系統認定証明	1系統
系統維持施設指定証明	22施設
系統種豚証明	200頭
一代雑種豚血統証明	1,000頭
産子検定終了証明	20頭
現場直接検定終了証明書	80頭
海外合成豚認定証明	0件
海外合成豚原々種豚場認定証明	2場
海外合成豚血統証明	10頭
肉豚証明	2,000頭
黒豚生産農場指定証明	10場
豚輸入精液証明	500本
移動証明	1,000頭
証明書書換	10頭
証明書再交付	10頭

（２）認定事業の実施

豚の改良増殖を推進するとともに生産基盤の強化と登録事業の進展及び養豚場の生産環境を改善し、衛生思想の普及徹底と防疫対策を強化し。豚の生産効率の向上を図るため、指定種豚場認定規程、黒豚生産農場指定規程、海外合成豚原々種豚場認定規程に基づき認定事業を実施する。

- 1) 指定種豚場の認定
- 2) 黒豚生産農場の認定
- 3) 海外合成豚原々種豚場の認定

(3) 登録研究会、講習会の開催

登録事業の円滑な推進と登録委員の育成を図るため、登録業務委託団体担当者会議及び登録講習会を開催する。

(4) 輸出種豚の血統証明

輸出種豚の英文血統証明書を発行を行う。

1 3. 補助・委託事業及びその他事業

養豚振興を推進するため次の事業を実施する。

- (1) 農林水産省 畜産生産力・生産体制強化対策事業（家畜能力等向上強化推進のうち豚）の実施。
- (2) (独) 農畜産業振興機構 養豚経営安定対策事業補完事業（種豚・精液導入、養豚農業実態調査、優良事例委調査等）の実施。
- (3) 農林水産省及び(公社)中央畜産会 畜産物輸出特別支援事業（豚肉輸出）の実施。
- (4) JRL 事業
(公財) 全国競馬・畜産振興会 飼養衛生管理徹底等による養豚産業基盤強化事業の実施。
- (5) 国産純粋種豚改良協議会事務局の運営
「国産純粋種豚改良協議会」の事務局を引き受け、産官民一体となって実施する国産純粋種豚の改良に参画する。

1 4. 庶務に関する事業

8つの基本事業を円滑に推進するための8つの部会活動、並びに各県での組織強化のため道県組織事務局会議、登録業務委託団体会議、ブロック会議等を行う。

また、これらの事業を統括する理事会を定期的に行い、年1回の通常総会を開催する。